

八戸市教育委員会 障害者活躍推進計画

八戸市教育委員会

1 趣 旨

障がい者の雇用については、令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、国及び地方公共団体の責務として、率先して障がい者を雇用しなければならないことが明示されるとともに、障がいのある職員の職業生活における活躍の推進のため、障害者活躍推進計画の作成及び公表が義務付けられたところである。

八戸市教育委員会では、障がい者の雇用の促進と障がいのある職員が働きやすい職場づくりを目指して、このたび、障害者活躍推進計画を策定するものである。

○八戸市教育委員会の障害者雇用率の推移

年度	法定雇用率	雇用率	基礎職員数	雇用人数 (カウント数)	カウント 不足数
29年度	2.3%	1.59%	315.0人	5人	△2人
30年度	2.5%	1.68%	298.5人	5人	△2人
元年度	2.5%	1.73%	288.5人	5人	△2人

※29年度及び30年度の雇用率は、30年度の再点検により算定した数値である

2 計画内容

(1) 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間とする。

(2) 課題

八戸市教育委員会における障害者雇用率は、平成30年度に全国的に実施された障害者任免状況の再点検において、算定の基礎となる常時勤務する職員数に臨時・非常勤職員を加えたことから法定雇用率を下回る結果となったものである。

正職員については市長事務部局からの出向者のみであり採用試験は実施していないため、障がいのある会計年度任用職員の採用に積極的に取り組み、障がい者の雇用拡大に努めているところであるが、法定雇用率の早期の達成は厳しい状況である。

(3) 目標

①採用に関する目標

○障がいのある会計年度任用職員の採用を推進する。

②定着に関する目標

○不本意な離職者を極力生じさせない。

(4) 取組内容

①障がいのある職員の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として「教育総務課長」を選任する。
- 障がいのある職員の相談窓口を「教育総務課総務企画グループ」とする。
- 障がいのある職員が配属されている部署に、必要に応じて支援担当を担う職員を指名し、障がいのある職員の希望や意見等に対応するとともに、就労状況等について把握する。
- 障がいのある職員が配属されている部署の職員を中心に、労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。

②障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 必要に応じて、障がいのある職員に対しアンケート調査や面談を行い、実施可能な業務を確認することにより、業務の適切なマッチングができてきているのかの点検を行う。

③障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 支援担当者への相談のほか、毎年の任免状況調査の機会を活用して、障がいのある職員に対する必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を検討し対応する。
- 措置を講じるに当たっては、障がいのある職員の要望を踏まえつつも、所属部署が過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 会計年度任用職員における、障がい者の採用を推進する。
- 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ハローワーク又は障がい者関係団体と、必要に応じ意見交換を行い、障がいのある職員の職場定着に必要な助言等を受ける。
- 障がい者の就労支援を目的とした障がい者の職場実習を継続的に受け入れるとともに、実習を通じて、職員の障がい者に対する理解の促進を図る。

3 計画の変更及び取組状況の公表について

本計画を変更した場合は、遅延なく職員に周知するとともに、公表することとする。
また、本計画に基づく取組の実施状況は、年1回公表することとする。